

答申第27号（諮問第26号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、平成30年5月9日付け千葉市指令教教支第61号により通知した個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、別表9の「開示すべき部分」欄に掲げる情報を不開示としたことは妥当でなく、本件決定は取り消されるべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

平成28年8月12日、審査請求人の保護者は、審査請求人を代理して、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「千葉市立〇〇小学校が〇〇〇〇保護者である〇〇〇〇へ宛てた平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式（例えば、〇年次担任〇〇〇〇氏作成の日誌、〇〇小学校定例会議の議事録、生徒指導記録、委員会への問題行動月例報告書および回答書作成のために〇〇〇〇氏が作成した資料とその基となった個人的メモなど）」の開示を求める個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 第1次決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録されている文書として、2件（22枚）の文書を特定し、その一部の情報が条例第15条第3号に該当するとし、これらの情報が記載されている部分を不開示とする個人情報部分開示決定（以下「第1次決定」という。）を行い、その旨を平成28年8月30日付け千葉市指令教指第103号により審査請求人に通知した。

3 第1次審査請求

審査請求人は、第1次決定に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成28年11月28日付けで実施機関に審査請求（以下「第1次審査請求」という。）を行った。

4 第1次審査請求に対する裁決

実施機関は、第1次審査請求について、条例第42条の規定に基づき、平成29年3月2日付け28千教総第2802号により本審査会に諮問を行い、本審査会による同年6月1日付け千葉市個人情報保護審査会答申第20号を受け、同月12日付けで第1次決定を取り消す旨の裁決を行った。

5 第2次決定

実施機関は、前記4の裁決の後、改めて本件開示請求に係る個人情報が記録されている文書として13件（1,482枚）を特定し、うち11件（1,319枚）について、その一部の情報が条例第15条第3号又は第7号に該当するとしてこれらの情報が記載されている部分を不開示とする個人情報部分開示決定を行い、また、その他の文書2件（163枚）について、その全部が条例第15条第7号に該当するとして個人情報不開示決定（以下これらの決定を総称して「第2次決定」という。）を行い、その旨を平成29年7月10日付け千葉市指令教教支第19号及び同日付け千葉市指令教教支第20号により、それぞれ審査請求人に通知した。

6 第2次審査請求

審査請求人は、第2次決定に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、平成29年10月10日付けで、実施機関に審査請求（以下「第2次審査請求」という。）を行った。

7 第2次決定の取消し及び第2次審査請求に対する裁決

実施機関は、第2次審査請求を受け、改めて第2次決定の妥当性について検討した結果、第2次決定における不開示部分と不開示理由の対応関係が不明であったこと、不開示部分の検討が不十分であったことを理由として、第2次決定を取り消し、平成30年5月9日付け千葉市達教教支第58号及び同日付け千葉市達教教支第63号により審査請求人に通知した。

この第2次決定の取消しに伴い、実施機関は、第2次審査請求の目的である処分が存在しないこととなるため第2次審査請求は不適法となることを理由に、行政不服審査法第45条第1項の規定により、平成30年6

月13日付けで第2次審査請求を却下する旨の裁決を行い、その裁決書の謄本を審査請求人に送付した。

8 本件決定

実施機関は、改めて、本件開示請求に係る個人情報が記録されている文書として21件（1, 486枚）を特定し、うち6件（24枚）については、その全部を開示することとする個人情報開示決定を行い、その旨を平成30年5月9日付け千葉県教支第60号により審査請求人に通知し、その他の文書15件（1, 462枚）については、別表1の「不開示情報」欄に掲げる情報は条例第15条第3号本文前段に、別表2の「不開示情報」欄に掲げる情報は同条第7号イに、別表3から別表8までの「不開示情報」欄に掲げる情報は同条第7号柱書に、それぞれ該当するとし、これらの情報を不開示とする本件決定を行い、その旨を平成30年5月9日付け千葉県指令教支第61号個人情報部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、平成30年11月15日付け弁明書及び平成31年2月12日付け再弁明書において、本件決定通知書で「条例第7条」と記載した箇所は「条例第15条」の誤りであったこと、「第3号」又は「第7号」と記載した箇所は「第3号本文前段」、「第7号柱書」又は「第7号イ」と記載すべきであったことを弁明している。

9 本件審査請求

審査請求人は、本件決定に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、平成30年8月8日付けで、実施機関に審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

10 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

- (1) 実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第29条第2項及び同条第5項の規定に基づき、本件審査請求に係る弁明書及び再弁明書を作成し、それぞれ平成30年11月15日付け及び平成31年2月12日付けで審査請求人に送付した。
- (2) 審査請求人は、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、弁明書に対する反論書及び再弁明書に対する反論書を作成し、それぞれ平成31年1月8日付け及び同年3月12日付けで実施機関に提出した。

11 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成30年11月22日付

け30千教総第536号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、本件決定に当たり特定した対象個人情報の全部を開示するよう求める。

また、対象個人情報の特定をし直し、「回答書作成のための作成過程の文書」を関係部局間でやり取りした際の送り状・添え状、電子メールのヘッダーと本文についても開示するよう求める。

さらに「作成過程の文書」のワープロソフトファイル及び電子メールについては、文書の他に電磁的記録での開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 開示対象個人情報に記載された文書の特定について

ア 千葉市立〇〇小学校（以下「本件学校」という。）が審査請求人に提出した平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け回答書（以下「本件回答書」という。）作成のための作成過程の文書（以下「作成過程文書」という。）は、実施機関自らが述べているように膨大な情報の精査のために一つひとつの事案について、関係職員から確認をしながら、教育委員会、本件学校、本市の総務局総務部政策法務課間でやり取りしたものであって、これらは事実の確認作業についての記録である。

イ 「指導課作成相談記録」に記載された審査請求人の保護者の電話対応記録には、当時の教育委員会事務局学校教育部指導課（以下単に「指導課」という。）の担当者が、「発言内容や対応は、記録してあるものや当時の教職員の記憶から構成した。時間がかかったのは申し訳なかったが、膨大な情報を精査した結果である。」と保護者に説明したとの記録があり、また、実施機関は、「膨大な情報とは、資料に限らず、関係職員の記憶も含まれており」と主張する。

膨大な情報とは、多数の「記録された情報」と多数の「関係職員の記憶」による情報から構成されていると理解するのが妥当と思われるが、多数の記録された情報は開示されていない。また、膨大な情報に含まれる関係職員の記憶についての確認作業を行うに当たっては、一旦文書化を行うのが通常の手順であると思われるが、その文書化した

資料も開示されていない。

開示された情報には、指導課担当者の発言によれば、あってしかるべきはずの文書が含まれておらず、全てを特定しているというならば、指導課担当者が言った「膨大な情報」とは何を指しているのか。

ウ 実施機関の「個人メモ」に関する主張は、従前、審査請求人の保護者が実施機関へ宛てた質問状に対する実施機関の回答書の内容と大きく相違する。同回答書では、「個人メモ」は私文書であり、回答書作成の際にも参考にされておらず関知していないとの回答であった。しかし、個人メモを回答書作成に当たり参考とする資料を作成するために使用したのであれば、それは回答書作成のために参考とした資料そのものである。

重要な担任の記録を保存せずに個人メモなどと称して廃棄を容認していたことは隠蔽といわざるを得ない行為である。教務主任が学校を転出するという理由のみで引き継ぐことなくメモを廃棄したという弁明も、到底納得できない。

エ 回答書作成に当たり、どのように調査、検討、判断を行ったのかを事後において確認することができるように文書を作成し、関係書類と共に保存しておくのが通常と思われるが、それらの文書も開示されていない。

さらに、本来であれば、学校は、本件いじめについての「事実関係」、「学校及び教育委員会の対応とその問題点」、「再発防止に向けた対応」などを取りまとめるのが通常であると思われるが、これらに該当する文書も開示されていない。

実施機関は、いじめ再発を防止する目的で作成されるべきものが作成されていないことの正当な理由を明確に説明すべきである。

オ 加害児童からの継続的、集中的な暴力や暴言（いじめ）を受けたことなどから本人は不登校となり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の重大事態となったものであるにもかかわらず、回答書作成のために時間をかけて確認したという「膨大な情報」を記録した文書等が不存在ということは、実際には、事なかれ主義や責任回避のためにあえて文書を作成していなかったとしか考えられず、実施機関には、教育機関として文書が不存在であることについて、審査請求人が納得できる説明を行う義務があるはずである。

(2) 本件決定通知書における「開示しないこととした理由」の根拠条文について

実施機関は、「開示しないこととした理由」の根拠を「条例第7条」としているが、条例第7条は、実施機関が開示しない情報とする根拠条文とは

ならない。

実施機関は、弁明書等において根拠条文に関する記述を補足と称して変更しているが、実施機関には理由提示義務があるのであるから、当該補足により当初実施機関が判断した理由と根拠条文との適用関係がどのように変わったのかについて、具体的な説明を行うべきである。

また、本件決定通知書の「(別紙) 開示しないこととした部分とその理由」の1(6)の標題が誤りであったことについても弁明の補足と称しているが、明らかに訂正すべき事項である。

(3) 実施機関が開示とした情報全般について

本件開示請求の対象は、学校管理下で行われた閉鎖空間におけるいじめ事案に関するもので、本件学校が情報を握っていることを考えれば、社会的にも行政としての説明責任が強く求められ、抽象的な理由により不開示とすることは許されない。

(4) 「開示請求者以外の個人に関する情報」について

ア 他者の個人情報だからという理由で、開示請求している本人の個人情報ではないということにはならない。本人に対する文書又は本人に関して作成された文書に記載された内容は全体として本人の個人情報であって、個人識別部分のみを特定した一部分のみの開示は、開示請求の権利行使が実効的に行われることを阻害している。

千葉市が発行した「個人情報保護事務の手引」(以下「手引」という。)の条例第13条の解釈にも、本人と第三者の情報が不可分の状態で記録されている場合は、第三者の情報を含めて本人の情報として取り扱うことが定められている。

イ 本人等に関する情報であると同時に本人等以外の者の情報でもある場合の不開示情報の決定については、個人情報の第三者性を慎重に判断する必要がある。

本件いじめの加害者側の児童(以下「加害児童」という。)と本人は加害者と被害者であって、両者の情報が密接不可分の関係にあり、さらに、同号ただし書イに該当することは、既に本人の健康に被害が発生していることから明らかである。

ウ 加えて、同号ただし書アでは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることが予定されている情報等については、不開示情報から除かれる旨が規定されている。いじめ防止対策推進法第28条第2項は、重大事態に関する事実関係について、学校からの情報提供について定めている。同項は、条例の上位規範として、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態に関する事実関係等その他必要な情報を提供することを認めているのであるから、実施機関は、

本件いじめに関する情報については、同号ただし書アに該当するとして開示すべきである。

エ また、手引の条例第15条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）の項目では、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは実施機関が個別具体的に判断するが、違法な活動に関する情報は不開示情報からは除かれる旨の記載があり、いじめは人としての尊厳を奪う違法な行為である。

(5) 「事務業務執行」などに関する情報について

「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無の判断について、「支障」の程度は、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も条例による保護に値する蓋然性が要求される。

実施機関の主張する理由では、情報開示の重要性と比較衡量してもなお看過し得ない支障、その及ぼすおそれが明らかでなく、極めて抽象的で、このような理由で不開示にすることが許されるならば、個人情報開示制度の恣意的運用を許すことになる。

(6) 「保護者の行動に対する評価」などに関する情報について

ア 実施機関は、「保護者の行動に対する教育委員会又は学校の評価を含んだ記載」を不開示としているが、手引によれば、「事務事業執行情報」における「評価」とは、個人の能力、性格、適性等について、調査等に基づきその内容を評定するものであり、実施機関において、保護者の行動を評価するような事業・事務があるとも、そのような評価を行った個人情報を収集・保有することが認められているとも思われない。

さらに、それらの情報を不開示とすることを認めるならば、それらの情報が主観によるもの、偏見や差別等の人権侵害に当たるものであっても、本人には是正する機会がなくなってしまう。

イ 実施機関は、不開示とした一方的、主観的な評価を開示し、教育委員会がいじめの被害者側に対して、どのような評価をし、どのようなレッテルを貼ることが、学校、教育委員会の事務事業というのかを明らかにすべきである。

(7) 「学校における児童への指導」に関する情報について

実施機関は、加害児童に対する本件学校の指導方針について話し合った内容を不開示としているが、教育委員会、学校にはいじめ防止対策推進法に規定された調査報告義務が課され、それらの中には、当然に学校の設置者及び学校の対応等も含まれており、不開示とする理由にはならない。

(8) 「相談支援」などに関する情報について

ア 「相談支援者」とは、スクールカウンセラーや家庭訪問相談員のことであり、学校・教育委員会と相談支援者だけで情報を共有して、保護者がその情報から遮断される理由などありえない。

情報を不開示にするということは、相談者も学校の児童・生徒指導組織の一員として組み込まれ、カウンセリングの情報を学校及び学校管理者である教育委員会へ安易に提供しているとしか考えられない。

本人や保護者が知ることができないような相談が、相談支援者と学校又は教育委員会の間で行われているということは、スクールカウンセラー制度や家庭訪問相談員制度が形骸化しているといわざるを得ない。

イ 実施機関は、保護者に開示されることにより相談支援者との連携に支障を及ぼすと主張するが、どのような支障となるのかを具体的に説明すべきである。

ウ また、スクールカウンセラーや家庭訪問相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する非常勤嘱託員（特別職）であって、条例第15条第3号ただし書ウにより、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報は不開示情報から除かれる。

（9）「医師との相談内容」などに関する情報について

ア 医療分野における個人情報については、刑法（明治40年法律第45号）及び医療関係法規の守秘義務規定により、第三者が患者の医療情報について、医療関係者から自由かつ率直な意見を聴くことなどできるはずがない。

また、審査請求人が学校に対して同意したのは、本人の病状について医師から説明してもらうことであって、本人や保護者に開示されないことを前提とした意見交換、相談、協議などを行うことに同意したことはないし、それらを継続的に行うことも同意したことはない。

平成〇年〇月〇日及び同月〇日の2回については、保護者には知らされずに、本件学校が勝手に担当医から電話で話を聴いたものであり、本件学校が医師とどのような話をしたのか、本人の治療にとって不利益となるような学校からの介入や不必要な先入観を与える発言がなかったかなどについて確認をする必要があり、これらの情報は開示されるべきである。

イ 実施機関は、開示された場合に、関係機関や医師との相談及び連携に係る事務の適正な遂行にどのような支障となるのかを具体的に説明すべきである。

また、本人や保護者にも不開示としている教頭が取得した本人の医療情報等に関する守秘義務がどのようになっており、誰とこれらの情

報を共有し、作成した文書をどのように保管、管理していたかについても明らかにすべきである。

(10) 「法律相談」などに関する情報について

ア 実施機関は、弁護士相談などに関する情報を「未成熟な情報」としているが、弁護士への相談は実施機関が確認した事実に基づいて行われているはずであり、「未成熟な情報」であるはずがない。

また、「未成熟な情報」とはどのような情報で、それがなぜ市の地位を不当に害することに結びつくのか、論理的な証明がなされていない。

イ 「争訟に係る事務」とは、調停や訴訟が提起され、それに伴って発生する事務を指すものであって、平成〇年〇月・〇月の法律相談に係る依頼書・相談結果は、そのような争訟とは関わりなく実施された法律相談に関するものであり、条例第15条第7号イには該当しない。

将来的に自らが責任追及されるおそれのある問題が、法律相談にかけることで、争訟に係る事務として取り扱われ不開示とする抜け道が許されるならば、学校の情報隠し、責任回避を防ぐ手立てが、一市民にはなくなってしまう。

ウ 自らに不利な情報は削除し、訴訟時に自らに有利となる材料のみを盛り込んだ回答書を作成するようなことが許されていいはずはない。市が裁判で不利にならないように調査報告書を作成するのであれば、それはいじめの隠蔽に他ならない。

エ 法律相談の内容についても、争訟となった場合に想定される法律関係について専門家の解釈を求めたもので、相談に対する回答も、法律家であれば示すであろう一定の解釈内に収まるものであって、これを開示することによって後の法律相談における率直な意見の交換が不当に損なわれたりするおそれがあるとはいえず、条例第15条第7号柱書にも該当しない。

(11) 「法律相談に使用した回答書」などに関する情報について

ア 実施機関は、平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の添付資料である本件回答書について、日付、宛先、差出人及び項目を除く全ての情報を不開示としている。

イ しかし、弁護士への相談後に自らに不都合な文言・記述についての修正や削除等の作業が行われていたのであれば、行政に都合の悪い情報について、保護者への回答前に起案内容を改ざんしていたことになり、それらに関する情報を不開示とすることは事実を隠蔽することと同じである。

自らに不都合な文言・記述についての修正等の作業が行われていなかったことを明らかにするためにも、実施機関は作成過程文書を開示

すべきである。また、修正に合理的な理由があるのであれば、それと併せて開示すれば、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれはないはずである。

(12) 作成過程文書に関する情報について

ア 条例では、審議・検討・協議情報について不開示情報とする場合の要件を定めているが、手引には、次のようなおそれがある場合に限って不開示とすることとしている旨が記載されているが、作成過程文書を開示することにより、これらに該当するおそれは考えられない。

(ア) 外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ

(イ) 未成熟な情報が確定した情報と誤解されることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ

(ウ) 尚早な時期に開示された情報がもたらす投機等により、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

イ 不開示情報に該当するかを審査する際は情報ごとに行う必要があり、部分開示の作業に多くの時間、労力を要することは、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

本件回答書そのものが審査請求人に提出・開示されており、作成過程文書のほとんど全てが黒塗りとされていることは、常識では理解できない。

ウ 条例第15条第3号ウにより、公務員等の職及びその職務遂行の内容に係る部分の情報は不開示情報から除かれているため、作成過程文書を関係部局間でやり取りした担当者の名前を含む修正作業の記録については開示義務がある。

また、当該修正作業の記録は、文書上に表示されていなくても、ワードファイル内には記録として保存されており、通常の本書の開示に加え、電磁的記録についても開示を請求する。

エ 電子メールについては、ネットワーク上のサーバー等には電磁的記録として保管されているはずであり、通常の本書の開示に加え、電磁的記録についても開示を請求する。

(13) 裁量的開示について

ア 本人の権利利益を保護するために必要がある場合に、実施機関は条例第17条の規定により裁量的開示も可能であり、本人の心の傷が癒え、自尊心を回復し、心身の苦痛を感じずに生活できるようになるため、また、将来にいじめの後遺症を残さないためには納得できるいじめの解決が必要であり、侵害された人権を保護・回復するためには、本件学校が持っている情報の開示が必要である。

イ 実施機関は、本件において裁量的開示の要件に該当するものとは認められないと主張するが、実施機関がそのように判断している根拠を具体的に明らかにすべきである。

ウ 実施機関は、学校、教育委員会として、いじめの後遺症を軽く見ており、いじめの恐ろしさを全く理解していないとしか思えない。自らの責任回避に終始することなく、いじめ被害者の救済のため、ひいては、いじめ防止、いじめ抑止のために、積極的に裁量的開示を検討し、実施すべきである。

加害者や関係者がいじめの責任を回避することなく負うことが、いじめの発生を抑止できる社会への第一歩であることは明らかである。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 文書の特定について

(1) 本件決定で特定した文書

実施機関は、本件回答書を作成するに当たって参考とした資料として、以下のように文書を特定した(以下これらの特定した文書を総称して「本件公文書」という。)

ア 本件回答書に係る事案(以下「本件事案」という。)の事実経過を整理するために参考とした文書

(ア) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの指導課作成相談記録

(イ) 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

(ウ) 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

(エ) 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

(オ) 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

(カ) 平成〇年度〇年生(現中〇) 審査請求人の保護者の学校訪問に関する記録

(キ) 平成〇年度〇年生(現中〇) 審査請求人の保護者の学校訪問に関する記録2

(ク) 平成〇年〇月〇日指導課報告記録

(ケ) 本件回答書作成のため審査請求人が〇学年の時の担任教諭(以下「〇学年時担任教諭」という。)が作成した資料1

(コ) 本件回答書作成のため審査請求人が〇学年の時の本件学校教頭が作成した資料2

- イ 本件回答書の内容を検討するために参考とした本件に係る者から聴取した情報に関する資料
 - (ア) 平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）
 - (イ) 平成〇年〇月〇日法律相談結果
 - (ウ) 平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）
 - (エ) 平成〇年〇月〇日法律相談結果
 - (オ) 平成〇年〇月〇日付け本件学校教頭作成、〇〇病院児童精神科医師の見解
 - (カ) 平成〇年〇月〇日付け本件学校教頭作成、〇〇病院児童精神科医師の見解
 - (キ) 平成〇年〇月〇日ケース会議資料及び記録
 - ウ 関係職員間で確認し合いながら修正を繰り返した本件回答書作成のための作成過程文書
- (2) 本件決定における特定の妥当性について

ア 本件学校が本件回答書を作成するに当たって参考とした資料は、①「記録してあるもの」として本件開示請求に対する本件決定及び個人情報開示決定（以下これらを総称して「本件決定等」という。）により審査請求人に開示した文書のほか、②当該開示した文書以外の「記録してあるもの」で本件開示請求時点では実施機関において保有していなかったもの及び③「関係職員の記憶」からなる。

イ このうち、②の「記録してあるもの」で本件開示請求時点では実施機関において保有していなかったものは、〇学年時担任教諭が所有していたルーズリーフ型ノートや付箋に記録していたメモ（以下「メモ1」という。）及び審査請求人が〇学年の時の担任教諭（以下「〇学年時担任教諭」という。）が所有していたダイアリー手帳に記録していたメモ（以下「メモ2」という。）がこれに該当する。これらのメモは、〇学年時担任教諭及び〇学年時担任教諭が、審査請求人と加害児童が衝突した時や審査請求人に家庭訪問を行ったときなど、その執務の便宜のために個人的に作成し、管理職に口頭で説明する際にはこれを参考とするなどしていたものである。

メモ1は、本件学校が審査請求人の保護者から本件回答書の提出を求められた際、本件回答書作成のため〇学年時担任教諭が作成した「資料1」を作成するために利用されたが、同一の内容を記載した公文書である「資料1」を作成したことにより、〇学年時担任教諭としてはメモ1を保存しておく必要もないことから、本件回答書が審査請求人の保護者に提出された後に、〇学年時担任教諭において廃棄した。

メモ2は、本件回答書を作成するに当たって審査請求人の〇学年時

の様子や担任としての対応を確認するために利用されたが、メモ1と同様に、本件回答書が審査請求人の保護者に提出された後に、○学年時担任教諭において廃棄した。

なお、審査請求人が○学年時の教務主任も、執務の便宜のため、所有していたダイアリー手帳（以下「メモ3」という。）に本件事案について個人的に記録をしていたが、人事異動により本件学校を転出する平成○年度末時点において、教務主任としては今後メモ3を使用することはないと考え廃棄した。

ウ また、③「関係職員の記憶」を文書化した資料は、本件決定等において特定した文書以外には存在しない。

エ したがって、本件回答書を作成するに当たって参考とした資料で本件開示請求の時点で存在していたものは、本件決定等において全て特定している。

なお、本件審査請求がなされた後、実施機関において、本件開示請求の対象となる個人情報記録された文書につき、改めて本件学校及び教育委員会事務局の執務室内、ファイルサーバ上の組織共有フォルダ内及びメールボックス内の探索を行い、当時の教育委員会事務局の担当者及び本件学校の関係教職員にその保有の有無について聴取りを行ったが、なお対象となる個人情報存在しなかったものである。

オ 作成過程文書は、実施機関において保存していた電磁的記録を特定した上で、電磁的記録による開示では、不開示情報を区分して取り除くことが技術的に困難であるため、用紙に印刷した上で不開示情報を黒塗りし、部分開示したものである。

また、作成過程文書を送付した際の電子メール本文は、簡単な事務連絡を内容とするもので既に削除しているし、本市のネットワークシステムにおいては、本市内部における電子メールのバックアップデータは保存していない。

カ 以上から、本件決定における本件開示請求に係る個人情報の特定は妥当である。

2 本件決定通知書における理由提示について

(1) 本件決定通知書の「第7条」は誤りで、正しくは「条例第7条第3号該当」は「条例第15条第3号本文前段該当」、「条例第7条第7号該当」は「条例第15条第7号イ該当」又は「条例第15条第7号柱書該当」と記載すべきであった。

もっとも、「第7条」が「第15条」の誤記であることは、本件決定通知書の記載内容や審査請求人が条例第15条の規定に沿った主張を行っていることから明白であり、この誤記のみをもって本件決定の取消事由

となるほどの瑕疵があるものとはいえないと考える。

- (2) 本件決定通知書の「(別紙) 開示しないこととした部分とその理由」の1(6)の標題を「回答書作成のため○年次担任○○教諭が作成した資料2」と記載したが誤りであり、正しくは「回答書作成のため○年次○○教頭が作成した資料2」である。

3 不開示とした部分及びその理由について

(1) 条例第15条第3号該当

ア 加害児童及び加害児童の保護者に関する情報

本件事案における加害児童を示す情報として、本件公文書では加害児童の氏名のほか、「B」、「加害児童」又は「加害者児童」という表記がなされている。これらの表記及び文書の内容から、審査請求人は、加害児童を特定することができる。

したがって、本件公文書に記載された加害児童の出欠状況、心身の状況、本件学校の指導及び対応の内容、本件学校における行動及び考え方、本件学校における様子、本件学校における生活の状況及び本件学校が加害児童に対して行ってきた対応は、いずれも加害児童に関する情報であって、加害児童を識別することができるものである。

本件公文書に記載された加害児童の保護者の発言内容並びに本件学校への相談の日付、方法及び内容についても同様である。

イ 審査請求人の同級生に関する情報

本件公文書に記載された審査請求人の同級生の氏名は、当該同級生に関する情報であって、当該同級生を識別できるものである。

ウ 審査請求人と同学年の他の児童の保護者に関する情報

本件公文書に記載された審査請求人と同学年の他の児童の保護者の氏名及び当該保護者が話した内容は、当該保護者に関する情報であって、当該保護者を識別することができるものである。

エ 台風で被災した者に関する情報

本件公文書に記載された台風で被災した者及びその実家の所在地を示す情報を含む相談内容は、当該被災者に関する情報であって、当該被災者を識別することができるものである。

オ 小括

以上から、前記アからエまでにおいて述べた情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第15条第3号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当するものとは認められないため、不開示としたものである。

カ 審査請求人の主張について

(ア)他者の個人情報であっても本人の情報にも該当する場合もあるが、そもそも、条例第15条第3号自体がそのような場合の規定である。この場合、少なくとも本人以外の情報でもある以上は、条例第15条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しなければ不開示となる。

(イ) 条例第17条と同様、条例第15条第3号ただし書イに該当するかは、不開示とすることにより保護される第三者の権利利益と開示請求者の権利利益の保護を比較衡量した上で慎重に判断する必要がある。

加害児童と本人が加害者と被害者の関係にあり、既に本人の健康に被害が発生していることから直ちに条例第15条第3号ただし書イに該当するといえるものではない。

(ウ) いじめ防止対策推進法第28条第2項の規定は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に規定される不開示情報すらも情報提供すべきことを定めているものではない。このことは「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」においても、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと」などと明記されている。

(エ) 審査請求人が「違法な活動に関する情報は、当該第三者の正当な権利利益を侵害するとはいえない」と主張する根拠として取り上げる手引の記載は、条例第15条第3号本文後段について述べているもので、本件決定では同号本文前段を理由として不開示としているのであるから、この審査請求人の主張は妥当しない。

(2) 条例第15条第7号該当

ア 教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報

(ア) 本件公文書には、本件事案に関し、審査請求人の保護者と実施機関との交渉記録等、審査請求人に対する本件学校の対応記録等、これらの経緯をまとめた文書などが含まれている。

そして、これらの文書には、その性質上、審査請求人の保護者をはじめとした様々な相手方の発言や行動から推測される相手方の状況や心情など、相手方に開示することを前提とせず担当者がその主観的評価を率直に記載したものも含まれている。

(イ) 本件事案に限らず、一般的に、教育委員会又は学校において課題

を解決していくためには、組織的に対応していく必要がある。

そのため、交渉記録においては、相手方に関して交渉に当たった担当者が感じた率直な主観的評価をもできる限り正確かつ詳細に記録した上で、管理職及び関係職員と共有し、これらの情報を斟酌しながら、課題解決に向けた方針等を検討していく必要がある。

また、対応が長期に渡り、担当者が交代するような場合には、担当者の主観的評価も含め、後任者に引き継ぐ必要がある。

(ウ) それにもかかわらず、このような情報が、個人情報開示請求により全て相手方に開示されることとなると、担当者としては率直かつ正確な報告又は記録をためらうようになることは容易に想定され、その結果、教育委員会又は学校における保護者等への対応に係る事務の性質上、本件事案における保護者等への対応に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、相当程度の蓋然性をもって認められるといえる。

(エ) 本件決定通知書に不開示理由として記載した「評価」は、審査請求人が手引の記載を取り上げて主張する条例第15条第7号ウの「評価」と意味が異なる。

また、本人に訂正の機会を確保するために情報を開示すべきとする審査請求人の主張は条例第15条各号該当性の判断を左右するものではない。

イ 学校における児童への指導に係る事務に関する情報

(ア) 本件公文書には、本件学校と教育委員会が、加害児童に対する指導方針について話し合った内容が記載されている部分が存在する。

当該部分は、児童への指導に係る事務に関する情報であり、第三者に開示しないことを前提に、話し合った内容を正確に記録し、他の職員と共有するために記載したものである。

(イ) このような情報が、個人情報開示請求により対象児童以外の第三者にも開示されることとなると、前記ア(ウ)で述べたことと同様、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、相当程度の蓋然性をもって認められるといえる。

(ウ) 審査請求人は、教育委員会、学校にはいじめ防止対策推進法に規定された調査報告義務が課されていることを開示すべき根拠として主張するが、同法の規定が個人情報保護条例等に規定される不開示情報すらも情報提供すべきことを定めているものではないことは、前記(1)カ(ウ)で述べたとおりである。

ウ 教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報

(ア) 本件公文書には、本件事案に関する対応方針等について、相談支援者と本件学校や教育委員会が相談や協議を行った記録が存在する。

このような相談や協議の記録などは、対象者やその保護者に開示されないことを前提に、自由かつ率直に意見を交わし、その際の記録を正確に行うことにより、その後の対応に活用するためのものである。

(イ) したがって、本件事案における相談支援者の氏名・名称やその相談内容が全て審査請求人に開示されることとなると、相談支援者としては自由かつ率直な意見を述べることをためらい、また、担当者も率直かつ正確な記録をためらうようになることは容易に想定され、その結果、教育委員会又は学校における相談支援者との相談及び連携に係る事務の性質上、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、相当程度の蓋然性をもって認められるといえる。

(ウ) 相談支援者が必要に応じて教育委員会や学校と連携しながら問題を解決していくことは当然である。その中で行う相談や協議の内容に相談者本人に開示することを予定しない情報が含まれることも多々想定され、「保護者が、その情報から遮断される理由などありえない」という審査請求人の主張は、その明確な根拠を欠いている。

また、審査請求人は、条例第15条第3号ただし書ウにより情報を開示すべき旨を主張するが、同規定に該当する情報であっても同条第7号に該当するのであれば不開示とすべき情報である。

エ 学校における児童への対応や学校に対する相談への対応についての関係者との相談及び連携に係る事務に関する情報

(ア) 本件公文書には、本件事案に関する対応方針等について、関係機関や医師と本件学校が相談や協議を行った記録が存在する。

このような相談や協議の記録などは、対象者やその保護者に開示されないことを前提に、自由かつ率直に意見を交わし、その際の記録を正確に行うことにより、その後の対応に活用するためのものである。

(イ) したがって、本件事案における関係機関や医師と本件学校との相談に関する情報や医師の発言、見解の内容が全て開示されることとなると、関係機関や医師としては自由かつ率直な意見を述べることをためらい、また、担当者も率直かつ正確な記録や報告をためらうようになることは容易に想定され、その結果、学校における児童や相談への対応についての関係機関や医師との相談及び連携に係る事務の性質上、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼ

すおそれが、相当程度の蓋然性をもって認められるといえる。

(ウ) 刑法第134条の秘密漏示罪は、「正当な理由がないのに」業務上知り得た秘密を漏らしたときに成立するものであり、例えば、学校が医療機関と連携して問題に対応していくため、本人や保護者の同意を得た上で、学校が医療機関から意見を聴くことは想定される。

(エ) 審査請求人は、本件学校が医師とどのような話をしたのかなどについて確認をする必要がある旨を主張するが、開示されることにより前記(イ)で述べた支障が生ずるおそれがあることに変わりはないため、やはり開示することはできないものである。

オ 本市の争訟又は弁護士との相談に係る事務に関する情報

(ア) 本市が争訟対応のために弁護士に相談を行うのは、事実や経緯を踏まえた上で、本市の対応等について弁護士の意見を聴き、対応を検討していくことを目的とするもので、その目的を達成するためには、未成熟な情報も含め、本市と弁護士との間で率直な協議を行い、かつその記録を正確に行う必要がある。

(イ) しかし、本市が弁護士に相談した際の情報を開示することとした場合、今後、法律相談を行う際に、争訟の相手方を含めた関係者へ情報を開示することを前提として協議や相談を行い、及びその記録を作成することになってしまい、これにより、弁護士との率直な協議や相談を行うこと及びその際に出された弁護士の意見を率直かつ正確に記録することがためられるようになることは容易に想定される。

その結果、本市の争訟又は弁護士との相談に係る事務の本質的な性格上、本件事案における弁護士への相談に係る事務だけでなく、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、単なる確率的な可能性にとどまらず、一定の蓋然性をもって認められる。

(ウ) 特に、本市の損害賠償責任に関する本市の考え方は、弁護士に相談している最中で本市としての対応方針が定まっていない時点における本市の過失の有無などについての考えを記載したものである。したがって、弁護士の意見を聴かない段階、本市としての対応方針が定まっていない段階における、まさに「未成熟な情報」というべき情報であり、これを現在提起されている訴訟における証拠として使用されることにより、本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

(エ) 条例第15条第7号イで不開示としたのは「未成熟な情報」であり、確かに、これらは争訟に至っていない段階で記載されたもので

はあるが、当時、争訟となった場合に備えて争訟に対処するための内部的な考え方として記載したものであり、実際その後に調停及び訴訟となり現在係争中であることを考慮しても、「争訟に係る事務に関する情報」に該当するというべきである。

カ 本件回答書の作成について検討を行うための弁護士相談や本市の関係部局の担当者間における協議に係る事務に関する情報

(ア) 作成過程文書は、本件回答書を本件学校において作成するに当たり、弁護士への相談も含めて関係職員間で確認し合いながら修正を繰り返し、修正をした者が必要に応じて「コメント」を付すなどの処理をした本件回答書の作成過程の案文である。

(イ) 一般的に、争訟に発展している事案等について本市が相手方に文書を送付する際、その文書の内容については、必要に応じて弁護士への相談を行い、関係職員間で協議をしながら検討を進め、最終的な文書を作成している。

そして、弁護士や関係職員の間で協議等を行うのは、文書の内容の正確性等について、慎重に吟味を重ねた上で文書を作成することを目的とするもので、その協議等においては、率直な意見交換が必要不可欠である。仮に、途中過程の文書を全て相手方に開示することとするのであれば、そのような協議等を行うことはおよそ無意味なものとなり、途中過程の文書を相手方に開示しないのは、当該事務の性質上当然である。

(ウ) このことは本件事案においても同様であり、作成過程文書の内容を開示することとした場合、弁護士や関係職員の間で率直な協議や意見交換ができなくなり、その結果、文書の作成について検討を行うための弁護士相談や関係職員間における協議に係る事務の性質上、本件事案におけるこれらの相談や協議に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが認められることは明らかである。

(エ) 審査請求人は、作成過程文書を不開示とすることは事実を隠蔽することと同じであると主張するが、慎重に吟味を重ねる過程の情報が相手方に開示されることとなった場合に前記(ウ)で述べた支障が生ずるおそれがあることに変わりはないため、やはり開示することはできないものである。

(オ) 審査請求人は、審議・検討・協議情報に関する手引の記載を取り上げて作成過程文書を開示すべき旨を主張するが、この記載は条例第15条第6号に関するものであり、同条第7号該当性を左右するものではない。

(カ) 実施機関は、部分開示の作業に多くの時間、労力を要することを理由として作成過程文書の内容の全体を不開示としているのではない。また、最終的な本件回答書が審査請求人に提出されていることは前記（イ）及び（ウ）の判断を左右するものではない。

(キ) さらに、審査請求人は、条例第15条第3号ただし書ウにより情報を開示すべき旨を主張するが、前記ウ（ウ）で述べた理由と同様の理由により、この主張は妥当しない。

キ 小括

以上のとおり、前記アからカまでに掲げた情報は、いずれも本市の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものに該当し、条例第15条第7号柱書又は同号イに該当するため、不開示としたものである。

4 条例第17条に規定する裁量的開示について

条例第17条に基づく開示が認められるためには、少なくとも、不開示情報を開示することにより得られる利益が、条例第15条の規定が保護する利益を上回ることが必要である。

しかし、審査請求人の主張からは、開示することにより得られる利益自体が不明確である。

第5 審査会の判断

本審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求における対象個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人の主張

本件審査請求で、審査請求人は、「審査請求の趣旨」において、作成過程文書を関係部局間でやり取りした際の送り状や添え状（電子メールを使用している場合には当該メールのヘッダーと本文）及び作成過程文書の電磁的記録についても開示を求めるほか、「審査請求の理由」においても文書の特定が不足していることなどを主張していることから、まず、本件開示請求における対象個人情報の特定が妥当であったかを検討する。

(2) 作成過程文書を関係部局間でやり取りした際の電子メール及び作成過程文書の電磁的記録

ア 審査請求人は、作成過程文書を関係部局間でやり取りした際の電子

メールも公文書であり、実施機関には開示義務があること、ネットワーク上のサーバ等には電子メールの電磁的記録が保存されているはずであり、当該電磁的記録についても開示すべきこと、更に作成過程文書については通常の文書の開示に加え、電磁的記録についても開示を請求することを主張する。

イ この点、実施機関からは、①作成過程文書は関係部局間で確認し合いながら修正を繰り返したものであって、作成過程文書を送付した際の電子メールの本文は、簡単な事務連絡を内容とするものであったため、用紙に印刷することもなく既に削除していること、②本件決定において作成過程文書は電磁的記録を特定し、開示するために紙に印刷したものであることの説明があった。

一方、部分開示された作成過程文書を見分すると、作成過程文書には、各担当者が修正をした履歴や各担当者の意見等（コメント）が記載されている。

ウ これらのことから、各担当者の意見等は作成過程文書そのものに入力されていたものと認められるため、これを送信する際の電子メールの本文自体は簡単な事務連絡を内容とするものであったという実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。

そして、作成過程文書のやり取りがなされたのは平成〇年〇月から同年〇月までの間であって、そこから、本件開示請求があった平成28年8月までには〇年以上の期間が経過しているところ、保存できる電磁的記録の容量には限界もある中で、そのような簡単な事務連絡を内容とする電子メール本文が、本件開示請求時点で保存されていないとしても、不自然、不合理とまではいえない。

エ 次に、実施機関の説明によれば、本市のネットワークシステムにおいては、本市内部で送受信された電子メールのバックアップデータは保存していないとのことである。

この点について、本市の総務局情報経営部情報システム課に確認したところ、本市のネットワークシステムでは、本市内部で送受信された電子メールは削除後も2週間は復元できるものの、バックアップデータは保存していないとのことであった。

オ 以上を踏まえると、作成過程文書を関係部局間（本市内部）でやり取りした際の電子メールは存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

カ また、実施機関の説明によると、作成過程文書は、実施機関において保存していた電磁的記録を特定した上で、電磁的記録による開示では不開示情報を区分して取り除くことが技術的に困難であるため、用

紙に印刷した上で不開示情報を黒塗りし、部分開示したものであるとのことであり、この実施機関の対応は妥当であったものといえる。

(3) 「膨大な情報」に関する文書

ア 審査請求人は、指導課作成相談記録にある当時の指導課担当者の発言記録を取り上げ、「膨大な情報」に含まれる「記録された情報」と「関係職員の記憶を文書化した資料」が存在するはずであり、これらを開示すべき旨を主張する。

イ この点、実施機関の説明によると、「記録してあるもの」で本件開示請求時点では実施機関において保有していなかったものとしては、審査請求人の○学年時担任教諭及び○学年時担任教諭が作成していたメモがこれに該当するが、これらのメモは既に廃棄されているとのことである。

これらの個人的なメモについては、組織的に用いるものとして実施機関が保有する文書に該当しないため、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）第2条第2項の「公文書」に該当しないことから、公文書の保存期間その他の公文書の取扱いを規定する千葉県公文書管理規則（平成12年千葉県規則第93号）が適用されず（同規則第2条）、したがって、千葉県教育委員会公文書取扱規程（平成6年千葉県教育委員会訓令（甲）第3号）の対象になるものではなく、かつ実施機関にこれらの個人的なメモを保存することを義務付ける定めも見出せないということも踏まえても、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ また、実施機関の説明のように、作成過程文書は関係職員間でやり取りの上で順次修正、更新され、最終的に本件回答書が作成されたことを踏まえると、「関係職員の記憶」は、作成過程文書や本件回答書により文書化されたものと考えられ、そのほかに「関係職員の記憶」を文書化した資料があるとの審査請求人の主張については、明確な根拠が示されているとは認められないものである。

エ 以上を踏まえると、「記録された情報」と「関係職員の記憶を文書化した資料」として、本件決定等において特定した文書以外に存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関の説明によると、本件審査請求がなされた後、実施機関において、本件開示請求の対象となる個人情報記録された文書につき、改めて本件学校及び教育委員会事務局の執務室内、ファイルサーバ上の組織共有フォルダ内及びメールボックス内の探索を行い、かつ、実施機関の職員への聴き取りを行ったとのことであり、その探索の範囲に特段の問題も認められない。

(4) 小括

以上から、本件開示請求に係る個人情報には本件決定等において全て特定しているとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、本件決定等における対象個人情報の特定は妥当であったというほかはない。

2 条例第15条第3号該当性について

(1) 本件決定における条例第15条第3号該当性の問題

実施機関は、本件決定において別表1に掲げる文書（以下「本件公文書1」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分1」という。）を条例第15条第3号（以下2において「本号」という。）本文前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないものとして不開示とした。

審査請求人が本件不開示部分1の開示を求め、実施機関は本件決定は妥当であったと主張するため、これらの情報の本号該当性について検討する。

(2) 本号本文前段該当性

ア 本号本文の趣旨及び解釈

(ア) 本号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者本人以外の第三者の情報が含まれている場合に、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示とすることを定めたものである。すなわち、開示請求者本人の個人情報であっても、それが同時に第三者に関する情報に該当する場合は、本号本文により原則として不開示となるものである。

(イ) 具体的には、開示請求者以外の個人に関する情報であって、その記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるもの（本号本文前段）及び開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの（本号本文後段）が、本号本文に該当するものとして規定されている。

イ 本号本文前段該当性の判断

(ア) 本件公文書1を見分すると、本件不開示部分1は、いずれも加害児童及びその保護者、審査請求人の同級生及び同級生の保護者並びに台風で被災した者の個人に関する情報であって、その記述等により審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当

することから、本号本文前段に該当するものと認められる。

(イ) この点につき、審査請求人は、「他者の個人情報だからという理由で、開示請求している本人の個人情報ではないということにはならない」と主張する。

しかし、実施機関は、本件不開示部分1につき、「他者の個人情報だから本人の個人情報ではない」という主張をしているものとは認められない。実施機関は、本件不開示部分1が審査請求人の個人情報であることを前提とし、これらの情報を本件開示請求の対象として特定した上で、本件不開示部分1が本号本文前段に該当すると主張しているものである。

(3) 本号ただし書該当性

ア 本号ただし書の趣旨及び解釈

(ア) 本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても例外的に開示すべきものについて定めており、本号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいことから、本号の不開示情報から除くこととしている。

(イ) 本号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、本号の不開示情報から除くこととしている。

もっとも、仮に開示請求者を含む人の権利利益が侵害されている事実が認められる場合であっても、当該事実をもって直ちに本号ただし書イに該当するものということとはできない。

イ 本号ただし書該当性の判断

(ア) 審査請求人は、いじめ防止対策推進法の規定を取り上げ、本号ただし書アに該当する旨を主張する。

しかし、実施機関も主張するとおり、文部科学省作成のガイドラインには、「被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明」を行う際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと」と記載されていることから、同法が条例の規定により不開示情報とされている情報まで開示すべきことを定めているものとは認められない。

(イ) 次に、審査請求人は、「本人等に関する情報であると同時に本人等以外の者の情報でもある場合の不開示情報の決定については、個人情報の第三者性を慎重に判断する必要がある」とした上で、加害児童と本人が加害者と被害者であり、既に本人の健康に被害が発生し

ていることから、加害児童に関する情報は本号ただし書イに該当することが明らかであると主張する。

しかし、前記ア（イ）でも述べたとおり、仮に審査請求人が被害者としての立場で、その健康に被害が生じているという事実があったとしても、当該事実のみをもって直ちに本号ただし書イに該当するものとはいえない。

その他の審査請求人の主張をもってしても、加害児童に関する情報が本号ただし書イに該当するということはできない。

（ウ）その他、本件不開示部分 1 が、本号ただし書のいずれかに該当すると認めるに足りる事実はない。

（4）小括

以上から、本件不開示部分 1 は、いずれも本号本文前段に該当すると認められ、かつ本号ただし書のいずれにも該当するとは認められないため、これらの情報を不開示としたことは妥当である。

3 条例第 15 条第 7 号該当性について

（1）本件決定における条例第 15 条第 7 号該当性の問題

実施機関は、本件決定において別表 2 に掲げる文書のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報を条例第 15 条第 7 号（以下 3 において「本号」という。）イに、別表 3 から別表 8 までに掲げる文書のうちこれらの表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報を本号柱書に、それぞれ該当するものとして不開示とした。

審査請求人がこれらの情報の開示を求め、実施機関は本件決定は妥当であったと主張するため、これらの情報の本号該当性について検討する。

（2）本号の趣旨及び解釈

ア 本号は、本市等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報とする。

本市等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を全て列挙することは技術的に困難であり、その実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを本号アからカまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号柱書において包括的に規定している。

このような本号の規定に照らすと、本号該当性を検討するに当たっては、まず、本号のアからカまでの該当性について検討した上で、これらの規定に該当しない場合に、本号柱書該当性を検討することになる。

イ 本号のアからカまでの規定のうち本件決定において問題となり得るのは本号イであるところ、同規定は、本市等の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、開示することにより本市等の「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報を不開示とするものである。

ここに「争訟」とは、法律上の権利義務若しくは法律関係の存在若しくは形成に関して対立する当事者間の具体的な争い又はそれを解決する手続をいい、訴訟、行政不服審査法その他の法令等に基づく不服申立てが挙げられる。

そして、本市等が一方の当事者となる争訟においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、本号イは、争訟等に係る内部的方針等に関する情報が正規の争訟等の場を経ずに相手方当事者に漏れることにより、本市等の当事者としての地位が不当に害されることを防止することをその趣旨とする。

ウ 本号柱書該当性を判断するに当たっては、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することになり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、条例による保護に値する蓋然性が要求される。

エ 本号は、開示することにより、それ以降の本人に対する当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合だけでなく、反復継続して行われる本人以外の者に対する当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合にも適用されるものである。

(3) 本号イ該当性の判断

ア 実施機関が本号イに該当するとして不開示とした情報

(ア) 実施機関が、本号イに該当するとして不開示とした情報は、別表2に掲げる公文書(以下「本件公文書2」という。)のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報(以下「本件不開示部分2」という。)である。

(イ) 本件公文書2は、平成〇年の〇月及び〇月に、実施機関が本件事案に関して弁護士に相談を行った際の法律相談依頼書及びその添付資料であり、これらの文書を見分すると、本件不開示部分2は、以

下のように区分される。

a 本市の損害賠償責任に関する弁護士への相談当時の本市の考え方（以下「本件不開示部分 2-1」という。）

（a）平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の 3 の 1 行目

（b）本件に関する過失の可能性について（平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書添付資料 10）の 1 行目から下から 6 行目まで

（c）平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の 3

b 事件の経緯として法律相談依頼書に記載された審査請求人の様子（以下「本件不開示部分 2-2」という。）

平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の 2（2）の 15 行目

（ウ）実施機関は、弁護士への相談の目的を達成するためには、未成熟な情報も含め、本市と弁護士との間で率直な協議を行い、かつその記録を正確に行う必要があること、特に、弁護士の意見を聴かない段階、本市としての対応方針が定まっていない段階における未成熟な情報は、これを訴訟における証拠として使用されることにより、本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることなどを主張し、本件不開示部分 2 はいずれも本号イに該当すると主張するため、以下、本件不開示部分 2-1 と本件不開示部分 2-2 に分けて検討する。

a 本件不開示部分 2-1 について

（a）まず、本件に関しては本件開示請求時点から現在まで訴訟が係属中であることを踏まえると、本件不開示部分 2-1 は、本号イが定める「争訟に係る事務」に関する情報であるといえる。

（b）また、本件不開示部分 2-1 を見分すると、実施機関が説明するとおり、同部分は、弁護士に相談している最中で本市としての対応方針が定まっていない時点における本市の過失の有無などについての考えを記載したものであるから、弁護士の意見を聴かない段階であり、かつ本市としての対応方針が定まっていない段階における、まさに「未成熟な情報」というべき情報であるものと認められる。

以上を踏まえると、本件不開示部分 2-1 を審査請求人に開示することとした場合、これを現在提起されている訴訟における証拠として使用されることになり得るところ、これにより、本市の当事者としての地位が不当に害されるおそれが生じるため、同部分は本号イに該当するとする実施機関の主張は、首肯できるものである。

（c）なお、審査請求人は、弁護士への相談は、実施機関及び本件

学校が確認したとする事実に基づいて行われているはずで、これらの情報が未成熟な情報であるはずがないと主張する。

しかし、争訟に発展することが具体的に見込まれる案件について行われる弁護士への相談が、審査請求人が主張するように、単に実施機関等が確認した客観的事実に基づいてのみ行われているものでないことは明らかであり、審査請求人の主張はその前提を欠く。

b 本件不開示部分 2-2 について

一方、本件不開示部分 2-2 は、法律相談依頼書の記載の一部ではあるが、文書作成当時の担当者の認識としての過去の事実を記載したものに過ぎないことから、これを開示することにより、前記 a (b) で述べたようなおそれが認められるものとはいえないことから、本件不開示部分 2-2 は本号イには該当するものとは認められず、加えて本号柱書に該当するものとも認められない。なお、本件不開示部分 2-2 が文書作成時点で客観的には未確定な事実であったことは、この判断を左右するものではない。

(エ) 以上により、本件不開示部分 2-2 を本号イに該当するとして不開示としたことは妥当でなく、この情報は開示すべきであるが、本件不開示部分 2-1 は本号イに該当すると認められることから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

イ 本市の弁護士の相談に係る事務に関する情報

(ア) 実施機関は、別表 3 に掲げる公文書（以下「本件公文書 3」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分 3」という。）を、「本市の弁護士の相談に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした。

(イ) 本件公文書 3 を見分すると、本件不開示部分 3 には、本件事案に関して本市が弁護士に相談した際の本市からの相談事項の内容、弁護士の見解や助言の内容、本市と弁護士との協議の経過が含まれている。

そして、本件に関しては本件開示請求時点から現在まで訴訟が係属中であることを踏まえると、本件不開示部分 3 は、本号イが定める「争訟に係る事務」に関する情報であるといえる。

(ウ) そもそも、争訟に発展している案件や将来争訟に発展することが見込まれる案件について本市が弁護士に相談するのは、本市として争訟を見据えた対応をどのように行っていくべきか等について法律の専門家である弁護士の見解や助言を得ることを目的とするもので

あると考えられる。

そのような相談の場にあっては、一般論として、争訟において有利となる事実や不利となる事実、その時点における本市としての考えや弁護士としての考え、見込まれる争訟の趨勢など、未成熟な情報も含め、本市と弁護士それぞれが自由かつ率直に発言し、協議すること、また、相談、協議の内容を正確に記録することが必要となるといえる。そして、これらの相談や協議の内容が相手方当事者に開示されないことを前提とされていることは明らかである。

(エ) この点を踏まえると、本件不開示部分3は、審査請求人に開示されないことを前提として、相談事項の内容、弁護士の見解や助言の内容、本市と弁護士との協議の経過を記載したものであると認められ、これを審査請求人に開示することとした場合、現に係属中である訴訟における本市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものといえる。

ただし、本件不開示部分3のうち、平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の1(1)の19行目(1(2)の項目名)は、単なる文書の項目名に過ぎず、これと同様の「1 事件の概要と相談事項」という項目名が開示されている状況にあっては、これが本号イのみならず本号柱書にも該当しないものと認められる。

(オ) この点につき、審査請求人は、法律相談の内容は、争訟になった場合に想定される法律関係について専門家の解釈を求めたもので、相談に対する回答も、法律家であれば示すであろう一定の解釈内に収まるものであると主張する。

しかし、具体的に争訟に発展し、又は争訟に発展することが見込まれる案件について行われる弁護士相談が、審査請求人が主張するような範囲に収まるものでないことは明らかであり、審査請求人の主張は、その前提を欠く。

(カ) 以上により、実施機関が平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書の1(1)の19行目(1(2)の項目名)を不開示としたことは妥当でなく、この情報は開示すべきであるが、その他の本件不開示部分3は本号イに該当するものと認められるため、実施機関が本号柱書に該当するものと判断したことは必ずしも妥当であったとはいえないものの、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

(4) 本号柱書該当性の判断

ア 教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報

(ア) 実施機関が、「教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした情報は、別表4に掲げる文書（以下「本件公文書4」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分4」という。）である。

(イ) 本件公文書4を見分すると、その内容は、教育委員会や学校の審査請求人の保護者への対応内容、対応結果が記録された文書、教育委員会と学校で同保護者への対応について話し合った内容、学校が審査請求人の家庭訪問を行った際の記録、教育委員会が市として弁護士に相談を行った際の資料及びその結果の記録など多岐にわたっている。

そして、本件不開示部分4は、いずれも審査請求人若しくはその保護者又は加害児童若しくはその保護者の発言、行動、言動、心情、心身の状況などについての教育委員会又は学校の考え方や評価などを記載したもの及び審査請求人又はその保護者等への教育委員会又は学校の対応方針を記載したもの等であると認められる。

(ウ) 実施機関は、教育委員会又は学校において保護者等の相談を受けて課題を解決していくためには、教育委員会や学校として組織的に対応していく必要があり、そのため、交渉記録においては、担当者が感じた率直な主観的評価をも正確かつ詳細に記録した上で、管理職及び関係職員と共有し、方針等を検討していく必要があることなどを主張する。

確かに、本件公文書4の内容からすると、本件公文書は、本件事案における審査請求人やその保護者への対応を組織的に行っていくことを主たる目的として作成され、その記載から、作成者がその率直な主観的評価や意見をも含めて記録したものであると認められる。

(エ) そして、本件不開示部分4は、その記載内容からいずれも審査請求人を含む当事者に開示されないことを前提として、率直かつ正確に記録されたものであると認められることから、これらの情報を開示することとした場合、今後、児童生徒やその保護者への対応記録などの文書が、開示されることを前提に作成されることとなり、その結果、担当者が問題の本質に結びつく情報の記載に消極的になるなど記載内容の消極化や形骸化を招き、その結果、実施機関も主張するとおり、正確な報告又は記録がためらわれ、本件事案における保護者等への対応に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、相当程度の蓋然性をもつ

て認められるといえる。

ただし、本件不開示部分4のうち、別表4の7(1)に掲げる平成○年○月○日付け法律相談依頼書の1(1)の5行目並びに2(2)の8行目及び9行目は、いずれも文書作成当時の担当者の認識としての過去の事実を記載したものに過ぎず、これを開示することにより前記のようなおそれが認められるものとはいえない。

(オ) 審査請求人は、本件不開示部分4を不開示とすることを認めるならば、本人にこれらの情報を是正する機会がなくなってしまうと主張する。

確かに、条例第13条が何人にも個人情報の開示請求権を認める趣旨は本人が市の保有する自己に関する個人情報の正確性と取扱いの適正性を確認するために必要な権利を認めることにあること、また、条例第28条が開示を受けた個人情報等の訂正請求権を認めていることからすれば、本人が市の保有する個人情報を是正する機会の確保は、個人情報開示請求の重要な目的の一つである。

しかし、条例は、このような重要な目的を含む個人情報開示請求制度の趣旨をも踏まえた上で、開示することの利益と不開示とすることの利益を調整し、第15条各号において不開示とすべき情報を定めているのであるから、本人に情報を是正する機会がなくなってしまうことをもって直ちに個人情報が開示すべきとされるものではない。

(カ) 以上により、実施機関が平成○年○月○日付け法律相談依頼書の1(1)の5行目並びに2(2)の8行目及び9行目を本号柱書に該当するとして不開示としたことは妥当でなく、これらの情報は開示すべきであるが、その他の本件不開示部分4は、いずれも本市の教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報であって、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当することから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

イ 学校における児童への指導に係る事務に関する情報

(ア) 実施機関が、「学校における児童への指導に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした情報は、平成○年○月○日以降の指導課作成相談記録（法律相談依頼書の添付資料として使用された文書を含む。）のうち、「【第7報】」の2枚目の9行目（以下「本件不開示部分5-1」という。）及び「【第36報】」の記載部分中の5行目

(以下「本件不開示部分5-2」という。)である。

(イ) 前記(ア)の指導課作成相談記録を見分すると、本件不開示部分5-1は、平成〇年〇月〇日に本件学校の教頭から指導課担当者になされた審査請求人及びその保護者、加害児童及びその保護者並びに本件学校の教職員が参加した話合いの報告内容のうち、当該話合いを踏まえたその後の加害児童への指導方針が記載されたものである。

また、本件不開示部分5-2は、平成〇年〇月〇日に本件学校の教頭から指導課担当者になされた本件事案への対応に係る相談内容のうち、加害児童への指導方針が記載されたものである。

(ウ) 実施機関は、本件不開示部分5-1及び本件不開示部分5-2(以下これらを総称して「本件不開示部分5」という。)は第三者に開示されないことを前提に、話し合った内容を正確に記録し、他の職員と共有するために記載したもので、このような情報が第三者に開示されることとなると、担当者としては率直かつ正確な報告又は記録をためらうことが容易に想定されると主張する。

(エ) この点、本件不開示部分5を見分すると、その内容は加害児童の個人に関する情報であるともいえるものであり、そのような情報が第三者に開示されることとなると、本件事案における保護者等への対応に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが相当程度の蓋然性をもって認められるとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

(オ) 審査請求人は、教育委員会及び学校にはいじめ防止対策推進法に規定された調査報告義務が課され、それらの中には、当然に学校の設置者及び学校の対応等も含まれており、不開示とする理由にはならないと主張する。

しかし、前記2(3)イ(ア)でも述べたとおり、いじめ防止対策推進法が条例の規定により不開示情報とされている情報まで開示すべきことを定めているものとは認められないため、この審査請求人の主張は採用できない。

(カ) 以上により、本件不開示部分5は、いずれも本市の学校における児童への指導に係る事務に関する情報であって、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当することから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報

- (ア) 実施機関が、「教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした情報は、別表6に掲げる公文書（以下「本件公文書6」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分6」という。）である。
- (イ) 本件公文書6を見分すると、本件不開示部分6は、以下のように区分される。
- a 相談支援者の氏名若しくは名称又は本件学校が特定の相談支援者と相談し、連携していたことを示す記載（以下「本件不開示部分6-1」という。）
 - (a) 指導課作成相談記録の「【第3報】」の2枚目の8行目、11行目及び20行目
 - (b) 指導課作成相談記録の「【第5報】」の記載部分中の9行目
 - (c) 指導課作成相談記録の「【第6報】」の記載部分中の3行目
 - (d) 指導課作成相談記録の「【第15報】」の2枚目の5行目
 - (e) 指導課作成相談記録の「【第25報】」の1枚目の下から16行目、下から3行目及び下から2行目
 - (f) 指導課作成相談記録の「【第36報】」の記載部分中の下から7行目
 - (g) 指導課作成相談記録の「【第38報】」の記載部分中の2行目及び3行目
 - (h) 指導課作成相談記録の「【第45報】」の記載部分中の5行目の13文字目及び14文字目
 - (i) 指導課作成相談記録の「【第79報】」の記載部分中の6行目及び7行目
 - (j) 指導課作成相談記録の「【第96報】」の2枚目の18行目及び19行目
 - (k) 平成○年○月○日付け法律相談依頼書の4（9）
 - (l) 平成○年○月から平成○年○月までの学校作成相談記録（平成○年○月○日付け法律相談依頼書添付資料3。以下同じ。）の7の表の○月○日の17：00～17：30の「相談者」欄及び○月○日の8：30～9：35の「備考」欄
 - (m) 平成○年○月○日付け文書（平成○年○月○日付け法律相談依頼書添付資料9）の文書の件名及び4
 - (n) 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録（平成○年○月○日付け法律相談依頼書添付資料8、「○○中第○学年生徒（○

○小学校卒業)の不登校について」及び「ケース会議報告」を含む。以下同じ。)の1枚目の〇〇中学校及び教育委員会の参加者

- (o) 平成〇年〇月〇日ケース会議資料及び記録の5枚目の下から12行目
- b 教育委員会又は学校と相談支援者との相談の内容(以下「本件不開示部分6-2」という。)
 - (a) 指導課作成相談記録の「【第3報】」の2枚目の13行目及び14行目
 - (b) 指導課作成相談記録の「【第79報】」の記載部分中の2行目から5行目まで
 - (c) 指導課作成相談記録の「【第86報】」の記載部分中の2行目から5行目まで
 - (d) 指導課作成相談記録の「【第88報】」の記載部分中の2行目から9行目まで
 - (e) 指導課作成相談記録の「【第96報】」の2枚目の1行目から13行目まで
 - (f) 平成〇年〇月から平成〇年〇月までの学校作成相談記録の7の表の〇月〇日の17:00~17:30の「主な内容」欄
 - (g) 平成〇年〇月〇日付け文書(平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書添付資料9)の5
 - (h) 平成〇年〇月〇日ケース会議資料及び記録の5枚目の下から11行目から下から3行目まで
- (ウ) 実施機関は、学校は教育委員会のほか様々な相談支援者との連携を図りながら、学校で発生した問題の解決に当たっており、そのような相談支援者との相談や協議の記録などは、対象者やその保護者に開示されないことを前提に、自由かつ率直に意見を交わし、その際の記録を正確に行うことにより、その後の対応に活用するためのもので、本件不開示部分6はいずれも本号柱書に該当すると主張するため、以下、本件不開示部分6-1と本件不開示部分6-2に分けて検討する。
 - a 本件不開示部分6-1について
 - (a) 相談支援者の氏名、名称等である本件不開示部分6-1を開示することとした場合、本件事案に関して教育委員会又は本件学校がいかなる相談支援者と相談し、連携を図っていたかが明らかになる。そして、実施機関は、これらの情報が開示される

ことにより、相談支援者が自由かつ率直な意見を述べることをためらうようになることなどが容易に想定されると主張する。

(b) しかし、そもそも、審査請求人にとってみれば自らが相談した相談支援者が誰であるかは明らかであるし、しかも、相談支援者のみで本件事案の解決をすることは不可能であって、相談支援者が本件事案の解決をするために必要な範囲内で教育委員会や本件学校と連携を図っていくことが当然であることは、実施機関が自ら認めているところである。

(c) このことを踏まえると、本件事案において、教育委員会又は本件学校がいかなる相談支援者と相談し、連携を図っていたかを殊更不開示とするものの必要性は認められず、これらの情報が審査請求人に明らかになったとしても、今後の同種の事務も含め、教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが発生するものとは認められない。

b 本件不開示部分 6 - 2 について

(a) 一方、本件不開示部分 6 - 2 は、教育委員会又は本件学校において、本件事案の解決に向けて相談支援者と相談を行った際の相談内容を記載したものであるため、これらの情報は、審査請求人に開示されないことを前提に、両者間で自由かつ率直にやり取りがなされたものであると認められる。

したがって、これらの情報を開示することとした場合、相談支援者としては自由かつ率直な意見を述べることをためらい、また、担当者も率直かつ正確な記録をためらうようになることが容易に想定され、教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務の性質上、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが相当程度の蓋然性をもって認められるという実施機関の主張は、首肯できるものである。

(b) この点につき、審査請求人は、相談支援者は本来中立的立場であるべきにもかかわらず情報を不開示にするということは相談支援者も組織の一員として組み込まれていることであること、本人も知ることができない相談が相談支援者と教育委員会又は学校との間で行われているということはスクールカウンセラー制度等が形骸化していることなどを主張するが、いずれも前記 (a) の判断を左右するものではない。

また、審査請求人は、スクールカウンセラーや家庭訪問相談員であれば、その身分は非常勤嘱託員であって、条例第15条第3号ただし書ウにより公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分の情報は不開示情報から除かれる旨を主張する。しかし、同規定に該当することを理由に本号に該当する情報が開示されることになるものではないため、この審査請求人の主張は採用できない。

- (エ) 以上により、本件不開示部分6-1を本号柱書に該当するとして不開示としたことは妥当でなく、これらの情報は開示すべきであるが、本件不開示部分6-2は本号柱書に該当すると認められることから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。
- エ 学校における児童への対応や学校に対する相談への対応についての関係者との相談及び連携に係る事務に関する情報
- (ア) 実施機関が、「学校における児童への対応や学校に対する相談への対応についての関係者との相談及び連携に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした情報は、別表7に掲げる公文書（以下「本件公文書7」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分7」という。）である。
- (イ) 本件公文書7を見分すると、本件不開示部分7は、以下のように区分される。
- a 指導課作成相談記録に記載された関係機関と学校との相談に関する情報（以下「本件不開示部分7-1」という。）
 - (a) 指導課作成相談記録の「【第12報】」の2枚目の5行目
 - (b) 指導課作成相談記録の「【第45報】」の記載部分中の9行目から11行目まで
 - b 指導課作成相談記録等に記載された医師と学校との相談に関する情報（以下「本件不開示部分7-2」という。）
 - (a) 指導課作成相談記録の「【第26報】」の記載部分中の3行目
 - (b) 指導課作成相談記録の「【第47報】」の2枚目の最終行及び同報の3枚目の1行目
 - (c) 平成○年○月から平成○年○月までの学校作成相談記録（平成○年○月○日付け法律相談依頼書添付資料3）の7の表の○月○日の9:00の「主な内容」及び「備考」の欄
 - (d) 平成○年○月○日付け本件学校教頭作成、○○病院児童精神科医師の見解の5
 - (e) 平成○年○月○日付け本件学校教頭作成、○○病院児童精神

科医師の見解の5

(ウ) 本件不開示部分7-1には、本件事案に関して本件学校が関係機関に相談した事実や関係機関が本件学校に伝えた内容が含まれている。

また、本件不開示部分7-1は、その内容から審査請求人やその保護者への対応に関する情報でもありと認められるところ、本件事案のような学校で発生した問題に対応していくに当たっては、学校がいかなる機関に相談をしているかについて、さらには関係機関に相談していること自体の有無について、対象者本人に知らせることを予定していない場合も多々想定される。

そのような状況のもと、本件不開示部分7-1を開示することとした場合、関係機関が自由かつ率直な意見を述べることをためらうことのほか学校の担当者としても率直かつ正確な記録や報告をためらうようになることが容易に想定されるという実施機関の説明は、首肯できるものである。

(エ) 次に、本件不開示部分7-2には、本件事案に関して本件学校が医師に相談した際の当該医師の発言や見解の内容及び本件学校の当該医師に対する相談内容が含まれている。

実施機関は、学校が医療機関と連携して問題に対応していくため、本人や保護者の同意を得た上で、学校が医療機関から意見を聴くことは想定されると主張する一方で、審査請求人は、本件学校に対して同意したのは、本人の病状について医師から説明してもらうことのみであって、本人や保護者に開示されないことを前提とした意見交換、相談、協議などを行うことや、それらを継続的に行うことに同意したことはないこと、第三者が医療関係者からの自由かつ率直な意見を聴くことなどできるはずがないことなどを主張する。

しかし、本人の病状について医師から説明を受ければ、学校としては、本人への指導、対応、見守り等の際に注意すべき事項について医師の見解や助言を求めることは、当然に想定されるものであり、各々の守秘義務に抵触しない範囲において、本人及びその保護者に開示されることを予定していない相談や協議が行われることも、個別具体的な事案によっては、全くないものとはいえない。

これらを踏まえて検討すると、確かに本件不開示部分7-2は、いずれも審査請求人及びその保護者に開示されることを予定せず、医師及び学校が自由かつ率直な意見を述べたものであると認められ、これらの情報が開示されることとなると、医師としては自由かつ率直な意見を述べることをためらい、また、担当者も率直かつ正確な

記録や報告をためらうようになることは容易に想定されるという実施機関の主張は、首肯できるものである。

(オ) 審査請求人は、本件学校が医師とどのような話をしたのか等について確認する必要があることなどを主張するが、いずれも前記(エ)の判断を左右するものとは認められない。

(カ) 以上により、本件不開示部分7は、いずれも学校における児童への対応や学校に対する相談への対応についての関係者との相談及び連携に係る事務の性質上、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが相当程度の蓋然性をもって認められるため、本号柱書に該当することから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

オ 本件回答書の作成について検討を行うための弁護士相談や本市の関係部局の担当者間における協議に係る事務に関する情報

(ア) 実施機関が、「本件回答書の作成について検討を行うための弁護士相談や本市の関係部局の担当者間における協議に係る事務に関する情報」で、本号アからカまでのいずれにも該当しないものの、本号柱書に該当するとして不開示とした情報は、別表8に掲げる公文書（以下「本件公文書8」という。）のうち同表の「不開示とした部分」欄に掲げる情報（以下「本件不開示部分8」という。）である。

(イ) 実施機関の説明によると、本件公文書8は、本件回答書を本件学校において作成するに当たり、弁護士への相談も含めて関係職員間で確認し合いながら修正を繰り返し、修正した者が必要に応じて「コメント」を付すなどの処理をした本件回答書の作成過程の案文（作成過程文書）であるとのことである。

そして、本件公文書の記録内容からは、平成〇年〇月に、審査請求人の保護者から本件学校に対して精神的な補償や医療費の請求についての話があり、その後、実施機関において、本市が損害賠償請求を受ける可能性を踏まえた弁護士への相談の実施を検討するようになったこと、同年〇月〇日に、審査請求人の保護者が本件回答書の提出を求める上申書を本件学校に提出したこと、同月〇日に本市が弁護士への相談を実施したことなどが認められる。

これらのことから、実施機関が作成過程文書を作成していた時点では、既に、本件事案が将来争訟に発展することが実施機関において見込まれていたものと認められる。

(ウ) したがって、本件回答書は、争訟の相手方となることを見込まれる審査請求人の保護者に交付する文書となるため、実施機関としては、弁護士や関係職員の間で協議等を行いながらその内容の正確性

等について慎重に吟味を重ねた上で作成する必要があったもので、そのような状況のもと作成された途中過程の文書が本件公文書8であるものと認められる。

(エ) このことを踏まえると、本件回答書の作成に向けた弁護士や関係職員間での協議等においては、開示されないことを前提とした率直な意見交換が必要不可欠であったというべきであり、そのような性質の協議等により作成された作成過程文書の内容を開示することとした場合、今後、弁護士や関係職員の間で率直な協議や意見交換ができなくなり、その結果、本件事案における弁護士相談や関係職員間における協議に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、相当程度の蓋然性をもって認められるものといえる。

(オ) この点につき、審査請求人は、本件回答書そのものが審査請求人に提出されているため作成過程文書のほとんど全てが不開示とされていることは常識では理解できないこと、情報ごとに不開示情報に該当するかを審査する必要があることなどを主張する。

しかし、本件公文書8は、あくまでも本件回答書の案文を検討する途中段階のものであり、その検討内容を表しているといえる本件不開示部分8の全体が実施機関内部における検討過程を示すものである。そこに記載されている各情報は相互に密接に関連するものであるところ、回答書の案文の作成後、同書が完成するまでの間において、各情報の関連性についての変更や、全体の内容や構成そのものの変更は当然にあり得るものである以上、開示又は不開示の判断は、記載されている情報ごとにするのではなく、全体を1つの単位としてまとめてすべきものであり、その結果、そこに不開示とすべき情報が含まれている場合は、全体をまとめて不開示とせざるを得ない。このことからすると、本件において審査請求人が完成した本件回答書を入手していることを前提としても、本件不開示部分8を開示することとした場合に前記(エ)で述べたおそれが生ずることには変わりはないものである。

(カ) また、審査請求人は、条例第15条第3号ただし書ウにより、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分の情報は不開示情報から除かれる旨を主張する。しかし、同規定に該当することを理由に本号に該当する情報が開示されることになるものではないため、この審査請求人の主張は採用できない。

(キ) 以上により、本件不開示部分8は、いずれも本市の本件回答書の作成について検討を行うための弁護士相談や本市の関係部局の担当

者間における協議に係る事務に関する情報であって、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当することから、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

4 条例第17条による裁量的開示について

(1) 条例第17条の趣旨及び解釈

条例第17条は、開示請求に係る個人情報に条例第15条各号に該当する不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示することができることとしている。

条例第15条各号の判断自体においては不開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個別具体的事情によっては、開示することによる利益が不開示とすることによる利益に優越すると具体的に認められる場合があり得ることは否定できない。そこで、条例第17条は、そのような場合において、実施機関の高度の行政的な判断による裁量的開示を認めているものである。

(2) 実施機関が条例第17条による裁量的開示を行わなかったことについて

審査請求人は、本件不開示部分1から本件不開示部分8までに関し、実施機関に条例第17条による裁量的開示を求めている。

しかし、審査請求人の主張は、いずれも主観的、抽象的なものといわざるを得ず、前記2及び3において実施機関が不開示としたことが妥当であると判断した情報について、これらの情報を開示することによる利益が不開示とすることによる利益に優越すると具体的に認められるものとはいえないことから、条例第17条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

5 本件決定通知書における記載の誤り等について

実施機関は、本件決定通知書において不開示とした理由の根拠条文及び文書の件名の記載を誤ったことなどを説明しており、これらの記載の誤り等があったことにより、本件決定における千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第8条第1項の規定による理由提示が妥当であったかが、一応は問題となる。

しかし、実施機関が本件決定において不開示とした情報の一部に開示すべきである情報が含まれていることは前記3で述べたとおりであり、結局、

理由提示の妥当性について述べるまでもなく本件決定は取り消されるべきであることから、この点については判断しない。

6 その他

以上に述べたほか、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも本件決定における本審査会の判断を左右するものではないため、言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

第5の5で述べたとおり、本件決定通知書において、実施機関は不開示とした理由の根拠条文や文書の件名の記載を誤っていた。

千葉県行政手続条例第8条第1項が、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、当該処分を理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることをその趣旨とするものであることからすると、本件決定通知書に複数の記載誤り等があったことは、まことに遺憾である。

よって、本審査会は、実施機関に対し、慎重かつ公正な開示決定等を行うことを強く要望する。

別表 1 (条例第 15 条第 3 号本文前段に該当するとして不開示とされた部分)

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	「関係者氏名」欄の B
[2]	【第 2 報】の 3 枚目の下から 3 行目の 3 文字目から 10 文字目まで
[3]	【第 2 報】の 3 枚目の下から 3 行目の 41 文字目から下から 2 行目の 16 文字目まで
[4]	【第 8 報】の記載部分中の 2 行目
[5]	【第 8 報】の記載部分中の 3 行目及び 4 行目
[6]	【第 8 報】の記載部分中の 10 行目の 1 文字目から 7 文字目まで及び 12 文字目から 16 文字目まで
[7]	【第 10 報】の記載部分中の 3 行目及び 4 行目
[8]	【第 11 報】の記載部分中の 12 行目
[9]	【第 15 報】の 1 枚目の下から 2 行目から同報の 2 枚目の 2 行目まで
[10]	【第 17 報】の 2 枚目の 12 行目の 3 文字目から 9 文字目まで
[11]	【第 17 報】の 2 枚目の 12 行目の 15 文字目から 22 文字目まで
[12]	【第 18 報】の記載部分中の 10 行目から 14 行目まで
[13]	【第 24 報】の 2 行目から 5 行目まで
[14]	【第 80 報】の 1 枚目の最終行 6 文字目から 43 文字目まで

2 平成○年○月○日生徒指導・教育相談面談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【所見】欄の 2 行目

3 平成○年○月○日生徒指導・教育相談面談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【所見】欄の 1 行目

4 本件回答書作成のため○学年時担任教諭が作成した資料 1

番号	不開示とした部分
[1]	1 頁の 5 行目、6 行目、7 行目及び 8 行目
[2]	3 頁の下から 4 行目
[3]	4 頁の 11 行目及び下から 8 行目
[4]	10 頁の 2 行目及び下から 13 行目
[5]	12 頁の 2 行目及び 3 行目
[6]	13 頁の下から 15 行目
[7]	14 頁の 17 行目
[8]	16 頁の 7 行目

5 本件回答書作成のため審査請求人が○学年の時の本件学校教頭が作成した資料2

番号	不開示とした部分
[1]	1頁の「対応」欄の上から4段目

6 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	2(1)「イ 加害児童」の1行目
[2]	2(2) 二の3行目
[3]	2(2) ノの2行目から4行目まで

(2) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1の[1]から[13]までと同様

(3) 平成○年○月から平成○年○月までの学校作成対応記録（添付資料2）

番号	不開示とした部分
[1]	6(1)の表の10月の「対応」の欄
[2]	6(1)の表の10月の下の「主な出来事」の欄
[3]	6(1)の表の後(4頁)に記載した文章部分中の1行目から5行目まで

(4) 本件に関する過失の可能性について（添付資料10）

番号	不開示とした部分
[1]	下から6行目から最終行まで

7 平成○年○月○日法律相談結果

番号	不開示とした部分
[1]	第2の1の2行目及び3行目

8 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1と同様

(2) 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録（添付資料8）

番号	不開示とした部分
[1]	2枚目の3行目及び4行目

9 平成○年○月○日法律相談結果

番号	不開示とした部分
[1]	第2の1の2行目及び3行目

10 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録

番号	不開示とした部分
[1]	2枚目の3
[2]	3枚目の7イから矢印で指し示している手書き部分

別表2（条例第15条第7号イに該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

（1）法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	2（2）の15行目
[2]	3の1行目

（2）本件に関する過失の可能性について（添付資料10）

番号	不開示とした部分
[1]	1行目から下から6行目まで

2 平成○年○月○日付け法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	3

別表3（本市の弁護士の相談に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【第46報】の2枚目の6行目以降、同報の3枚目及び4枚目の同報の記載部分
[2]	【第118報】の1枚目の5行目から36行目まで、同報の2枚目の1行目から14行目まで、枠囲み部分の1行目及び2行目

2 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	1 (1) の19行目から25行目まで

(2) 平成○年○月から平成○年○月までの学校作成対応記録 (添付資料2)

番号	不開示とした部分
[1]	6 (1) の表の「反省点」の欄
[2]	6 (1) の表の後 (4頁) に記載した文章部分中の6行目から8行目まで
[3]	6 (1) の表の後 (4頁) に記載した文章部分中の11行目から16行目まで

3 平成○年○月○日法律相談結果

番号	不開示とした部分
[1]	第2の2

4 平成○年○月○日付け法律相談依頼書 (添付資料を含む。)

(1) 法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	2の2行目以降

(2) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録 (添付資料1)

※ 1の[1]と同様

(3) 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録 (添付資料8、「○○中第○学年生徒 (○○小学校卒業) の不登校について」及び「ケース会議報告」を含む。)

番号	不開示とした部分
[1]	2枚目の5シ

5 平成○年○月○日法律相談結果

番号	不開示とした部分
[1]	第2の2から4まで

6 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録

※ 4(3)と同様

別表4（教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【第1報】の2枚目の下から17行目から下から15行目まで
[2]	【第2報】の1枚目の下から7行目から下から5行目まで、下から3行目、同報の2枚目の1行目及び2行目、同報の3枚目の下から7行目から下から5行目まで
[3]	【第2報】の3枚目の下から3行目の30文字目から40文字目まで
[4]	【第2報】の3枚目の下から2行目の17文字目から36文字目まで
[5]	【第2報】の3枚目の最終行及び同報の4枚目の1行目
[6]	【第3報】の1枚目の下から12行目、下から11行目、下から9行目及び下から8行目
[7]	【第3報】の2枚目の23行目及び24行目
[8]	【第9報】の2枚目の下から13行目
[9]	【第11報】の記載部分中の13行目
[10]	【第12報】の記載部分中の5行目
[11]	【第12報】の記載部分中の7行目
[12]	【第12報】の記載部分中の9行目
[13]	【第13報】の記載部分中の2行目、6行目及び7行目
[14]	【第14報】の記載部分中の9行目
[15]	【第14報】の記載部分中の15行目
[16]	【第15報】の2枚目の4行目
[17]	【第17報】の2枚目の11行目
[18]	【第18報】の記載部分中の7行目
[19]	【第18報】の記載部分中の8行目、9行目及び最終行
[20]	【第19報】の2枚目の5行目
[21]	【第21報】の記載部分中の3行目
[22]	【第30報】の記載部分中の下から6行目及び下から5行目
[23]	【第31報】の2枚目の7行目
[24]	【第32報】の記載部分中の4行目
[25]	【第33報】の記載部分中の4行目及び5行目
[26]	【第33報】の記載部分中の下から4行目及び下から3行目
[27]	【第35報】の2枚目の1行目及び2行目
[28]	【第36報】の記載部分中の下から4行目
[29]	【第39報】の記載部分中の下から5行目
[30]	【第43報】の記載部分中の5行目
[31]	【第45報】の記載部分中の5行目の34文字目以降

[32]	【第49報】の2枚目の2行目から4行目まで
[33]	【第52報】の2枚目の5行目から9行目まで
[34]	【第53報】の1枚目の下から2行目から同報の2枚目の4行目まで
[35]	【第55報】の3枚目の11行目
[36]	【第57報】の2枚目の8行目
[37]	【第60報】の記載部分中の6行目及び7行目
[38]	【第61報】の1枚目の最終行
[39]	【第61報】の2枚目の5行目
[40]	【第67報】の記載部分中の下から2行目及び最終行
[41]	【第71報】の記載部分中の下から4行目及び下から3行目
[42]	【第73報】の記載部分中の3行目
[43]	【第75報】の2枚目の4行目
[44]	【第78報】の記載部分中の11行目及び12行目
[45]	【第82報】の2枚目の1行目
[46]	【第87報】の記載部分中の下から4行目及び下から3行目
[47]	【第98報】の1枚目の四角枠内
[48]	【第102報】の2枚目の四角枠内の1行目
[49]	【第103報】の四角枠内
[50]	【第104報】の2枚目の四角枠内
[51]	【第107報】の2枚目の四角枠内の1行目から3行目まで、7行目及び8行目
[52]	【第107報】の2枚目の四角枠内の最終行
[53]	【第109報】の四角枠内
[54]	【第110報】の四角枠内
[55]	【第112報】の2枚目の四角枠内
[56]	【第121報】の13行目
[57]	【第128報】の4行目

2 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【所見】欄

3 平成〇年〇月〇日生徒指導・教育相談面談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【面談の記録】欄③の7行目
[2]	【所見】欄の2行目
[3]	【所見】欄の3行目の1文字目から24文字目まで
[4]	【所見】欄の3行目の25文字目から4行目まで

4 平成○年度○年生（現中○）審査請求人の保護者の学校訪問に関する記録

番号	不開示とした部分
[1]	4の1枚目の8行目及び10行目並びに2枚目の下から10行目

5 平成○年度○年生（現中○）審査請求人の保護者の学校訪問に関する記録
2

番号	不開示とした部分
[1]	4の3枚目の下から3行目

6 平成○年○月○日指導課報告記録

番号	不開示とした部分
[1]	【面談の記録】欄の8行目
[2]	【所見】欄

7 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

（1）法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	1（1）の5行目
[2]	2（2）の8行目及び9行目
[3]	2（3）ウの1行目

（2）平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1の[1]から[27]までと同様

8 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

（1）平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1の[1]から[55]までと同様

（2）平成○年度○年生（現中○）審査請求人の保護者の学校訪問に関する記録（添付資料7）

※ 4と同様

（3）平成○年○月○日ケース会議資料及び記録（添付資料8、「○○中第○学年生徒（○○小学校卒業）の不登校について」及び「ケース会議報告」を含む）

む。)

番号	不開示とした部分
[1]	3枚目の6カ
[2]	4枚目の2(2)①の2行目、4行目及び5行目
[3]	4枚目の2(2)①の6行目及び7行目
[4]	4枚目の2(2)①の10行目及び11行目

(4) 平成○年○月○日家庭訪問相談員対応記録(添付資料9)

番号	不開示とした部分
[1]	1枚目の11行目
[2]	2枚目の下から7行目
[3]	2枚目の下から3行目

(5) 平成○年○月○日家庭訪問相談員対応記録(添付資料10)

番号	不開示とした部分
[1]	2枚目の14行目及び15行目
[2]	3枚目の3行目及び4行目

9 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録

※ 8(3)の[1]と同様

別表5(学校における児童への指導に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分)

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【第7報】の2枚目の9行目
[2]	【第36報】の記載部分中の5行目

2 平成○年○月○日付け法律相談依頼書(添付資料を含む。)

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録(添付資料1)

※ 1の[1]と同様

3 平成○年○月○日付け法律相談依頼書(添付資料を含む。)

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録(添付資料1)

※ 1と同様

別表6（教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【第3報】の2枚目の8行目、11行目、13行目、14行目及び20行目
[2]	【第5報】の記載部分中の9行目
[3]	【第6報】の記載部分中の3行目
[4]	【第15報】の2枚目の5行目
[5]	【第25報】の1枚目の下から16行目、下から3行目及び下から2行目
[6]	【第36報】の記載部分中の下から7行目
[7]	【第38報】の記載部分中の2行目及び3行目
[8]	【第45報】の記載部分中の5行目の13文字目及び14文字目
[9]	【第79報】の記載部分中の2行目から7行目まで
[10]	【第86報】の記載部分中の2行目から5行目まで
[11]	【第88報】の記載部分中の2行目から9行目まで
[12]	【第96報】の2枚目の1行目から13行目まで、18行目及び19行目

2 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

（1）法律相談依頼書

番号	不開示とした部分
[1]	4（9）

（2）平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1の[1]から[5]までと同様

（3）平成○年○月から平成○年○月までの学校作成相談記録（添付資料3）

番号	不開示とした部分
[1]	7の表の○月○日 17:00～17:30の「相談者」及び「主な内容」の欄並びに○月○日 8:30～9:35の「備考」欄

（4）平成○年○月○日付け文書（添付資料9）

番号	不開示とした部分

[1]	文書の件名、4及び5
-----	------------

3 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1と同様

(2) 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録（添付資料8、「○○中第○学年生徒（○○小学校卒業）の不登校について」及び「ケース会議報告」を含む。）

番号	不開示とした部分
[1]	1枚目の○○中学校及び教育委員会の参加者
[2]	5枚目の下から12行目から下から3行目まで

4 平成○年○月○日ケース会議資料及び記録

※ 3(2)の[1]と同様

別表7（学校における児童への対応や学校に対する相談への対応についての関係者との相談及び連携に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録

番号	不開示とした部分
[1]	【第12報】の2枚目の5行目
[2]	【第26報】の記載部分中の3行目
[3]	【第45報】の記載部分中の9行目から11行目まで
[4]	【第47報】の2枚目の最終行及び同報の3枚目の1行目

2 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1の[1]及び[2]と同様

(2) 平成○年○月から平成○年○月までの学校作成相談記録（添付資料3）

番号	不開示とした部分
[1]	7の表の○月○日の9:00の「主な内容」及び「備考」欄

3 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの指導課作成相談記録（添付資料1）

※ 1と同様

(2) 平成○年○月○日付け本件学校教頭作成、○○病院児童精神科医師の見解（添付資料2）

番号	不開示とした部分
[1]	5

4 平成○年○月○日付け本件学校教頭作成、○○病院児童精神科医師の見解

番号	不開示とした部分
[1]	5

5 平成○年○月○日付け本件学校教頭作成、○○病院児童精神科医師の見解

※ 3（2）と同様

別表8（本件回答書の作成について検討を行うための弁護士相談や本市の関係部局の担当者間における協議に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分）

1 平成○年○月○日付け法律相談依頼書（添付資料を含む。）

(1) 上申書への未回答部分回答文案（添付資料1 1）

番号	不開示とした部分
[1]	文書の件名、日付、宛先、差出人及び項目を除く全ての情報

2 回答書作成のための作成過程文書

番号	不開示とした部分
[1]	回答書中本文及びコメント
[2]	別紙中【本校が認識している本件事実の経緯等（○年次・敬称略）】、【No.】、【時期】、【児童・保護者の行動、発言等】、【○○小学校（校長、教頭、担任等学校の職員）の対応】、コメント

別表9（開示すべき部分）

1 条例第15条第7号イに該当するとして不開示とされた部分

文書名	開示すべき部分
平成○年○月○日付け法律相談依頼書	2（2）の15行目

2 本市の弁護士の相談に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分

文書名	開示すべき部分
平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書	1(1)の19行目(1(2)の項目名)

3 教育委員会又は学校における保護者又は児童への対応に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分

文書名	開示すべき部分
平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書	1(1)の5行目
	2(2)の8行目及び9行目

4 教育委員会又は学校における相談への対応についての相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報で条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分

文書名	開示すべき部分
平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書	4(9)
指導課作成相談記録	「【第3報】」の2枚目の8行目、11行目及び20行目
	「【第5報】」の記載部分中の9行目
	「【第6報】」の記載部分中の3行目
	「【第15報】」の2枚目の5行目
	「【第25報】」の1枚目の下から16行目、下から3行目及び下から2行目
	「【第36報】」の記載部分中の下から7行目
	「【第38報】」の記載部分中の2行目及び3行目
	「【第45報】」の記載部分中の5行目の13文字目及び14文字目
	「【第79報】」の記載部分中の6行目及び7行目
「【第96報】」の2枚目の18行目及び19行目	
平成〇年〇月から平成〇年〇月までの学校作成相談記録(平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書添付資料3)	7の表の〇月〇日の17:00~17:30の「相談者」欄及び〇月〇日の8:30~9:35の「備考」欄
平成〇年〇月〇日付け文書(平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書添付資料9)	文書の件名及び4
平成〇年〇月〇日ケース会議資料及び記録(平成〇年〇月〇日付け法律相談依頼書添	1枚目の〇〇中学校及び教育委員会の参加者

付資料 8、「〇〇中第〇学年生徒（〇〇小学校卒業）の不登校について」及び「ケース会議報告」を含む。）	5 枚目の下から 1 2 行目
--	-----------------

< 参考 >

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成 3 0 年 1 2 月 6 日	審議（第 1 1 3 回個人情報保護審査会）
平成 3 1 年 1 月 8 日	実施機関から反論書の写しを受理
平成 3 1 年 2 月 1 2 日	実施機関から再弁明書の写しを受理
平成 3 1 年 2 月 1 4 日	審議（第 1 1 4 回個人情報保護審査会）
平成 3 1 年 3 月 1 5 日	実施機関から反論書の写しを受理
平成 3 1 年 3 月 1 8 日	審議（第 1 1 5 回個人情報保護審査会）
平成 3 1 年 4 月 1 8 日	審議（第 1 1 6 回個人情報保護審査会）

千葉県個人情報保護審査会委員名簿
（2018年4月1日～2020年3月31日）

氏 名	役 職	備 考
井 原 真 吾	弁護士	職務代理者
栗 原 春 江	人権擁護委員	
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
松 田 浩 一	弁護士	